

## ○吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱

令和2年8月19日

教委訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童又は生徒（それぞれ学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒で、吉岡町立小中学校に在学する者をいう。以下同じ。）のICTを活用した学習を支援することにより、学力の向上を図ることを目的とし、児童又は生徒の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し、吉岡町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所有する情報端末及び附属品（以下、「情報端末等」という。）を貸し出す吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 情報端末等を借り受けることができる者は、児童又は生徒の保護者とする。

(貸出機器及び貸出台数)

第3条 本要綱により教育委員会が貸し出す情報端末等は、別表のとおりとする。

2 情報端末等の貸出台数は、児童又は生徒1人につき1台とする。

(貸出申請)

第4条 情報端末等を借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出申請書（様式第1号）を吉岡町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

(貸出決定)

第5条 教育長は、前条の申請を受けたときは、その申請内容を審査し、情報端末等の貸出しの可否を決定し、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(貸出期間)

第6条 情報端末等の貸出期間は、前条の貸出しの決定をした日から次に掲げる日のいずれか早い日までとする。

- (1) 吉岡町立小中学校に在籍しなくなる日の前日
- (2) 中学校第3学年に該当する者については、中学校の卒業式の日
- (3) 情報端末等の入替えが必要と教育委員会が認めた場合は、教育委員会が別に定める日

(貸出料)

第7条 情報端末等は無償で貸し出すものとする。ただし、電気料等情報端末等の使用に伴う費用は第5条の貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(借受者の遵守事項)

第8条 借受者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 情報端末等は児童又は生徒の学習目的以外に使用してはならない。
- (2) 情報端末等は、附属品である情報端末取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理しなければならない。
- (3) 情報端末等を処分し、転貸し又は譲渡してはならない。

(貸出承認の取り消し等)

第9条 教育長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸出しの決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により情報端末等の貸出しの決定を受けたとき。
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他教育長が不相当と認めるとき。

2 教育長は、前項の規定により、貸出しの決定を取り消したときは、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出承認取消通知書(様式第3号)により、当該借受者に通知するものとする。

(返却)

第10条 借受者は、第6条に規定する貸出期間が終了したとき又は前条に該当するときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内に情報端末等を返却するものとする。

(損害賠償等)

第11条 貸出期間中に生じた情報端末等に起因する事故は、町の責に帰する事由を除き、借受者がその責任を負わなければならない。

2 借受者は、情報端末等を紛失し、又は故意若しくは重大な過失により棄損したときは、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等紛失・破損等報告書(様式第4号)を提出するとともに、借受者の負担において原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると教育長が認めるときは、この限りでない。

3 教育長は、借受者が前条に定める返却期限までに情報端末等の返却に応じないときは、情報端末等に相当する額を吉岡町児童生徒児童生徒用情報端末等相当額請求書(様式第5号)により借受者に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

機器等	数量	備考
情報端末	1	
情報端末取扱説明書	1	
ACアダプター	1	
電源コード	1	
キーボード付きフォリオケース	1	小学校第1学年から小学校第3学年の児童に限る。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

吉岡町教育委員会教育長 様

## 吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出申請書

申請者（保護者）  
住 所 吉岡町  
氏 名 印  
電 話 (        )

吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱第4条に基づき、次のとおり申請します。また、貸出しを受けるに当たり、下記の同意事項に同意します。

児童生徒名	
学校名	学校
学年等	年 組
<b>同意事項</b> (1) 貸出期間中に生じた情報端末等に起因する事故は、町の責に帰する事由を除き、借受者がその責任を負うこと。 (2) 情報端末等は児童又は生徒の学習目的以外に使用しないこと。 (3) 情報端末等は、情報端末取扱説明書により適切に使用し、常に良好な状態で管理すること。 (4) 情報端末等を処分し、転貸し又は譲渡しないこと。 (5) 貸出期間が終了したとき又は貸出対象者でなくなったときは、当該事由が生じた日から起算して7日以内に教育委員会に返還すること。 (6) 情報端末等を紛失し、又は棄損したときは、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等紛失・破損等報告書を提出するとともに、借受者の負担において原状に回復し、又は損害を賠償すること。 (7) 以上のほか、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱の定めに従うこと。	
機器番号 (教育委員会記入欄)	

様式第2号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

吉岡町教育委員会  
教育長 印

## 吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった情報端末等の貸出しについては、吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

### 記

情報端末の貸出	承 認 ・ 不承認
不 承 認 の 理 由	
貸 出 方 法	借受児童又は生徒の 属する学校にて貸出

様式第3号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉岡町教育委員会  
教育長 印

### 吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で貸出しを決定した情報端末等について、  
吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱第9条の規定により、下記の理  
由により貸出しの決定を取消したので通知します。

記

取消しの理由：

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

吉岡町教育委員会教育長 様

### 吉岡町立小中学校児童生徒用情報機器等紛失・破損等報告書

仮受者（保護者）

住 所 吉岡町

氏 名

印

電 話 ( )

吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱第11条第2項の規定により、以下のとおり紛失・破損の経緯を報告いたします。

情報端末	( 紛失 ・ 破損 )
紛失・破損時の日時	年 月 日 ( ) 時頃
紛失・破損時の状況	破損時の状況等分かる範囲内で記入

様式第5号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉岡町教育委員会  
教育長 印

## 吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等相当額請求書

吉岡町立小中学校児童生徒用情報端末等貸出事業実施要綱第11条第3項の規定により、  
下記のとおり請求します。

記

- 1 金 額 円
- 2 期 限 年 月 日まで
- 3 納付方法 添付の納入通知書による。

- 様式第1号 (第4条関係)
- 様式第2号 (第5条関係)
- 様式第3号 (第9条関係)
- 様式第4号 (第11条関係)
- 様式第5号 (第11条関係)